

各地方整備局副局長（次長） 殿
（参考送付）
北海道開発局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長 殿
国土技術政策総合研究所副所長 殿
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

港 湾 局 長
（ 公 印 省 略 ）

「契約業者取扱要領」及び「数値の算定及び等級の格付け要領」の
一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置された
い。

記

（契約業者取扱要領の一部改正）

- 1 「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け国管第3722号）の一部
を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応す
る改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる二
重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ
れを加える。

改 正 後	改 正 前
（工事及び測量調査の一般競争の有資格者） 第16条 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者及びその者より上位等級の有資格者により競争を行わせることができる。	（工事及び測量調査の一般競争の有資格者） 第16条 契約担当官等は、第7条第1項に規定する工事及び第7条の2に規定する測量調査を一般競争に付そうとする場合で、次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず当該契約の種類及び予定金額に適合する等級の有資格者及びその者より上位等級の有資格者により競争を行わせることができる。

(1) (略)

(2) 工事の施工上特別の経験を必要とする場合

(3) 施工上の地理的条件に適合する者に工事を
行わせる必要がある場合

2～5 (略)

(工事の指名基準)

第17条 契約担当官等は、工事を指名競争（法第29条の3第3項に規定する「指名競争」をいう。以下同じ。）に付そうとするときは、契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該工事の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する有資格者を指名しなければならない。

(1) 工事の施工能力からみて余裕のある者

(2) ～ (3) (略)

(4) 施工上の地理的条件に適合する者

2 契約担当官等は、工事の施工期間が次年度にわたる場合で、かつ、当該契約を次年度において随意契約（法第29条の3第4項に規定する「随意契約」をいう。）とすることが適切であると認めるときは、前項各号の一に該当する者であって、かつ、当該工事の全体の予定金額に適合する等級に属する有資格者を指名することができる。

3 契約担当官等は、当該工事が次の各号の一に該当する場合で、第1項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より上位の等級に属する有資格者で、かつ、第1項各号に規定する者の中から指名することができる。

(1) (略)

(2) 工事の施工上特別の経験を必要とする場合

(3) 施工上の地理的条件に適合する者に工事を
行わせる必要がある場合

(4) 継続すべき工事で次年度において施工すべき
部分が特に重要な場合

附則（昭和55年12月1日港管第3722号）
から附則（令和6年10月19日国港総第350
号）まで（略）

(1) (略)

(2) 工事の施行上特別の経験を必要とする場合

(3) 施行上の地理的条件に適合する者に工事を
行わせる必要がある場合

2～5 (略)

(工事の指名基準)

第17条 契約担当官等は、工事を指名競争（法第29条の3第3項に規定する「指名競争」をいう。以下同じ。）に付そうとするときは、契約の履行成績が良好で誠実に履行すると認められる者で当該工事の予定金額に適合する等級に属する有資格者の中から次の各号に該当する有資格者を指名しなければならない。

(1) 工事の施行能力からみて余裕のある者

(2) ～ (3) (略)

(4) 施行上の地理的条件に適合する者

2 契約担当官等は、工事の施行期間が次年度にわたる場合で、かつ、当該契約を次年度において随意契約（法第29条の3第4項に規定する「随意契約」をいう。）とすることが適切であると認めるときは、前項各号の一に該当する者であって、かつ、当該工事の全体の予定金額に適合する等級に属する有資格者を指名することができる。

3 契約担当官等は、当該工事が次の各号の一に該当する場合で、第1項の規定によることが不適当なときは、当該工事の予定金額に適合する等級より上位の等級に属する有資格者で、かつ、第1項各号に規定する者の中から指名することができる。

(1) (略)

(2) 工事の施行上特別の経験を必要とする場合

(3) 施行上の地理的条件に適合する者に工事を
行わせる必要がある場合

(4) 継続すべき工事で次年度において施行すべき
部分が特に重要な場合

附則（昭和55年12月1日港管第3722号）
から附則（令和6年10月19日国港総第350
号）まで（略）

<u>附 則</u>（令和 7 年 3 月〇日国港総第〇号） 1. 本通達は、令和 7・8 年度の資格審査に係るものから施行する。ただし、令和 5・6 年度の資格審査については、なお従前の例による。 （等級に関する残留措置） 2. 第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号に掲げる工事に係る契約に関する資格について、第 8 条の規定に基づき令和 5・6 年度の資格及び等級の決定を受けた有資格者（令和 7・8 年度の資格の決定等級が令和 5・6 年度の資格の有効期間の末日において決定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した者に限る。）は、局長等が定める日までに従前等級に留まることを希望することができる。 3. 前項の希望をした者については、令和 7・8 年度の資格の等級は従前等級を決定するものとする。この場合、改めて第 9 条の規定に基づく通知を行うものとする。	（新設）
--	-------------

（数値の算定及び等級の格付け要領の一部改正）

- 2 「数値の算定及び等級の格付け要領」（昭和 5 5 年 1 2 月 1 日付け国管第 3 7 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
附則（昭和 5 5 年 1 2 月 1 日港管第 3 7 2 2 号）から附則（令和 5 年 3 月 1 3 日国港総第 4 5 9 号）まで（略） <u>附 則</u>（令和 7 年 3 月〇日国港総第〇号） 本通達は、令和 7・8 年度の資格審査から適用し、令和 5・6 年度の資格審査については、なお従前の例のとおりとする。	附則（昭和 5 5 年 1 2 月 1 日港管第 3 7 2 2 号）から附則（令和 5 年 3 月 1 3 日国港総第 4 5 9 号）まで（略） （新設）

改 正 後

別表27（第4条の2第1項第1号関係－港湾工事用保有船舶の保有による点数）

(1) 港湾土木工事																	
能力	内 容	評価項目	満点	点 数													備 考
				156	143	130	117	104	91	78	65	52	39	26	13		
掘削力	浚渫船	公称能力	156	2,400 m3/h 以上	2,200 ～	2,000 ～	1,800 ～	1,600 ～	1,400 ～	1,200 ～	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 m3/h 未満	クレーン付台船を含む	
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	156	900 t 以上	825 ～	750 ～	675 ～	600 ～	525 ～	450 ～	375 ～	300 ～	225 ～	150 ～	150 t 未満		
揚土力	揚土船	公称能力	78							5,000 m3/h 以上	4,167 ～	3,334 ～	2,500 ～	1,667 ～	1,667 m3/h 未満	リクレーマ船、バージアン ローダー船、圧送船を含む	
杭打力	杭打船	主機馬力	78							1,200 PS 以上	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 PS 未満		
製作力	ケーヅ製作用 台船	揚荷能力	78							25,000 t 積 以上	20,833 ～	16,667 ～	12,500 ～	8,334 ～	8,334 t 積 未満	固化材プラント船を含む	
地盤 改良力	地盤改良船	隻数	78							8.0 隻 以上	6.7 ～	5.4 ～	4.0 ～	2.7 ～	2.7 隻 未満		
砕岩力	砕岩船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～	4.0 ～	3.0 ～	2.0 ～	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ（グラブ浚 渫船等との兼用船は含まな い）	
環境性能 の高い作 業船	環境性能の 高い作業船	〃	156	6.0 隻 以上	5.5 ～	5.0 ～	4.5 ～	4.0 ～	3.5 ～	3.0 ～	2.5 ～	2.0 ～	1.5 ～	1.0 ～	1.0 隻 未満		
その他	砂撒船、レミ ミ船、コンクリ ートポンプ船	〃	78							6.0 隻 以上	5.0 ～	4.0 ～	3.0 ～	2.0 ～	2.0 隻 未満		

(2) 港湾等しゅんせつ工事															
能力	内 容	評価項目	満点	点 数											
				213	196	178	160	142	124	107	89	71	53	36	18
掘削力	浚渫船	公称能力	213	2,400 m³/h 以上	2,200 ～	2,000 ～	1,800 ～	1,600 ～	1,400 ～	1,200 ～	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 m³/h 未満
					2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	未達
揚土力	揚土船	"	107							5,000 m³/h 以上	4,167 ～	3,334 ～	2,500 ～	1,667 ～	1,667 m³/h 未満
										4,999	4,166	3,333	2,499	1,666	未達
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	213	6.0 隻 以上	5.5 ～	5.0 ～	4.5 ～	4.0 ～	3.5 ～	3.0 ～	2.5 ～	2.0 ～	1.5 ～	1.0 ～	1.0 隻 未満
					5.9	5.4	4.9	4.4	3.9	3.4	2.9	2.4	1.9	1.4	未達

別表31（第4条の2第1項第2号イ関係－工事成績等による点数）

算式 換算係数×合計点数¹log2

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	40.8665
港湾土木工事	29.4745
港湾等しゅんせつ工事	41.9127
空港等舗装工事	43.5378
港湾等鋼構造物工事	52.2545

改 正 前

別表27（第4条の2第1項第1号関係－港湾工事用保有船舶の保有による点数）

(1) 港湾土木工事																備 考
能 力	内 容	評価項目	満点	点 数												
				158	145	132	118	105	92	79	66	53	39	26	13	
掘削力	浚渫船	公称能力	158	2,400 m3/h 以上	2,200 ～	2,000 ～	1,800 ～	1,600 ～	1,400 ～	1,200 ～	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 m3/h 未満	クレーン付台船を含む
築造力	起重機船 (15t吊以上)	吊荷重	158	900 t 以上	825 ～	750 ～	675 ～	600 ～	525 ～	450 ～	375 ～	300 ～	225 ～	150 ～	150 t 未満	
揚土力	揚土船	公称能力	79							5,000 m3/h 以上	4,167 ～	3,334 ～	2,500 ～	1,667 ～	1,667 m3/h 未満	リクレーマ船、バージアン ローダー船、圧送船を含む
杭打力	杭打船	主機馬力	79							1,200 PS 以上	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 PS 未満	
製作力	ケーヅ製作用 台船	揚荷能力	79							25,000 t 積 以上	20,833 ～	16,667 ～	12,500 ～	8,334 ～	8,334 t 積 未満	固化材プラント船を含む
地盤改良力	地盤改良船	隻数	79							8.0 隻 以上	6.7 ～	5.4 ～	4.0 ～	2.7 ～	2.7 隻 未満	
砕岩力	砕岩船	＃	79							6.0 隻 以上	5.0 ～	4.0 ～	3.0 ～	2.0 ～	2.0 隻 未満	砕岩専用船のみ（グラブ浚 渫船等との兼用船は含まな い）
環境性能 の高い作 業船	環境性能 の高い作業船	＃	158	6.0 隻 以上	5.5 ～	5.0 ～	4.5 ～	4.0 ～	3.5 ～	3.0 ～	2.5 ～	2.0 ～	1.5 ～	1.0 ～	1.0 隻 未満	
その他	砂撒船、ド ミミ船、コン クリートポン プ船	＃	79							6.0 隻 以上	5.0 ～	4.0 ～	3.0 ～	2.0 ～	2.0 隻 未満	

(2) 港湾等しゅんせつ工事															
能力	内 容	評価項目	満点	点 数											
				215	197	179	161	143	125	107	90	72	54	36	18
掘削力	浚渫船	公称能力	215	2,400 m3/h 以上	2,200 ～	2,000 ～	1,800 ～	1,600 ～	1,400 ～	1,200 ～	1,000 ～	800 ～	600 ～	400 ～	400 m3/h 未満
				2,399	2,199	1,999	1,799	1,599	1,399	1,199	999	799	599	未達	
揚土力	揚土船	"	107							5,000 m3/h 以上	4,999	4,166	3,333	2,499	未達
環境性能の高い作業船	環境性能の高い作業船	隻数	215	6.0 隻 以上	5.5 ～	5.0 ～	4.5 ～	4.0 ～	3.5 ～	3.0 ～	2.5 ～	2.0 ～	1.5 ～	1.0 ～	1.0 隻 未満
				5.9	5.4	4.9	4.4	3.9	3.4	2.9	2.4	1.9	1.4	未達	

別表31（第4条の2第1項第2号イ関係－工事成績等による点数）

算式 換算係数×合計点数¹log2

換算係数は下表のとおり

対象工事	換算係数
空港等土木工事	41.5213
港湾土木工事	30.8212
港湾等しゅんせつ工事	44.8042
空港等舗装工事	45.3373
港湾等鋼構造物工事	58.6135

別表32（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

（1）港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	<u>563</u>	17人	<u>274</u>
34人	<u>547</u>	16人	<u>257</u>
33人	<u>531</u>	15人	<u>241</u>
32人	<u>515</u>	14人	<u>225</u>
31人	<u>499</u>	13人	<u>209</u>
30人	<u>483</u>	12人	<u>193</u>
29人	<u>467</u>	11人	<u>177</u>
28人	<u>451</u>	10人	<u>161</u>
27人	<u>434</u>	9人	<u>145</u>
26人	<u>418</u>	8人	<u>129</u>
25人	<u>402</u>	7人	<u>113</u>
24人	<u>386</u>	6人	<u>97</u>
23人	<u>370</u>	5人	<u>80</u>
22人	<u>354</u>	4人	<u>64</u>
21人	<u>338</u>	3人	<u>48</u>
20人	<u>322</u>	2人	<u>32</u>
19人	<u>306</u>	1人	<u>16</u>
18人	<u>290</u>	0人	<u>0</u>

（2）港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	<u>493</u>	17人	<u>239</u>
34人	<u>478</u>	16人	<u>225</u>
33人	<u>464</u>	15人	<u>211</u>
32人	<u>450</u>	14人	<u>197</u>
31人	<u>436</u>	13人	<u>183</u>
30人	<u>422</u>	12人	<u>169</u>
29人	<u>408</u>	11人	<u>155</u>
28人	<u>394</u>	10人	<u>141</u>
27人	<u>380</u>	9人	<u>127</u>
26人	<u>366</u>	8人	<u>113</u>
25人	<u>352</u>	7人	<u>99</u>
24人	<u>338</u>	6人	<u>84</u>
23人	<u>324</u>	5人	<u>70</u>
22人	<u>310</u>	4人	<u>56</u>
21人	<u>296</u>	3人	<u>42</u>
20人	<u>281</u>	2人	<u>28</u>
19人	<u>267</u>	1人	<u>14</u>
18人	<u>253</u>	0人	<u>0</u>

別表32（第4条の2第1項第3号イ関係－専門技術者数による点数）

（1）港湾土木工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	<u>571</u>	17人	<u>277</u>
34人	<u>555</u>	16人	<u>261</u>
33人	<u>538</u>	15人	<u>245</u>
32人	<u>522</u>	14人	<u>228</u>
31人	<u>506</u>	13人	<u>212</u>
30人	<u>489</u>	12人	<u>196</u>
29人	<u>473</u>	11人	<u>179</u>
28人	<u>457</u>	10人	<u>163</u>
27人	<u>441</u>	9人	<u>147</u>
26人	<u>424</u>	8人	<u>131</u>
25人	<u>408</u>	7人	<u>114</u>
24人	<u>392</u>	6人	<u>98</u>
23人	<u>375</u>	5人	<u>82</u>
22人	<u>359</u>	4人	<u>65</u>
21人	<u>343</u>	3人	<u>49</u>
20人	<u>326</u>	2人	<u>33</u>
19人	<u>310</u>	1人	<u>16</u>
18人	<u>294</u>	0人	<u>0</u>

（2）港湾等しゅんせつ工事

専門技術者数	点 数	専門技術者数	点 数
35人以上	<u>496</u>	17人	<u>241</u>
34人	<u>482</u>	16人	<u>227</u>
33人	<u>468</u>	15人	<u>213</u>
32人	<u>453</u>	14人	<u>198</u>
31人	<u>439</u>	13人	<u>184</u>
30人	<u>425</u>	12人	<u>170</u>
29人	<u>411</u>	11人	<u>156</u>
28人	<u>397</u>	10人	<u>142</u>
27人	<u>383</u>	9人	<u>128</u>
26人	<u>368</u>	8人	<u>113</u>
25人	<u>354</u>	7人	<u>99</u>
24人	<u>340</u>	6人	<u>85</u>
23人	<u>326</u>	5人	<u>71</u>
22人	<u>312</u>	4人	<u>57</u>
21人	<u>298</u>	3人	<u>43</u>
20人	<u>283</u>	2人	<u>28</u>
19人	<u>269</u>	1人	<u>14</u>
18人	<u>255</u>	0人	<u>0</u>

別表33（第4条の2第1項第3号ロ関係－新技術等の開発実績による点数）

（1）港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	<u>188</u>
7 件	<u>164</u>
6 件	<u>141</u>
5 件	<u>117</u>
4 件	<u>94</u>
3 件	<u>70</u>
2 件	<u>47</u>
1 件	<u>23</u>
0 件	0

（2）港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8 件以上	<u>164</u>
7 件	<u>144</u>
6 件	<u>123</u>
5 件	103
4 件	<u>82</u>
3 件	62
2 件	41
1 件	21
0 件	0

別表33（第4条の2第1項第3号ロ関係－新技術等の開発実績による点数）

（1）港湾土木工事

技術案件数	点数
8 件以上	<u>190</u>
7 件	<u>167</u>
6 件	<u>143</u>
5 件	<u>119</u>
4 件	<u>95</u>
3 件	<u>71</u>
2 件	<u>48</u>
1 件	<u>24</u>
0 件	0

（2）港湾等しゅんせつ工事

技術案件数	点数
8 件以上	<u>165</u>
7 件	<u>145</u>
6 件	<u>124</u>
5 件	103
4 件	<u>83</u>
3 件	62
2 件	41
1 件	21
0 件	0